

財産の処分について

次のとおり財産を処分したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年大磯町条例第15号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

1 処分する財産

使用済GIGAスクール端末（iPad）

2 契約金額

iPad 第8世代	1台当たり	11,000円（税込み）
iPad 第9世代	1台当たり	16,500円（税込み）
データ消去・証明書発行費用	1台当たり	△550円（税込み）

3 契約の相手方

埼玉県児玉郡神川町八日市545-1

株式会社萬年

代表取締役 望月 雄太

令和8年8月28日提出

大磯町長 池田 東一郎